



2024年3月14日

各 位

会 社 名 G F A株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号：8783)

問合せ先 経営企画部 部長 高士 隼人
(TEL 03-6432-9140)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、以下のとおり貸金返還請求事件（以下、「本訴」といいます。）を京都地方裁判所に提起することを決議し、訴訟提起をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日
(1) 裁判所：京都地方裁判所
(2) 提訴年月日：令和6年3月14日
2. 訴訟を提起した者（原告）
名 称：GFA株式会社
住 所：東京都港区南青山二丁目2番15号
代表者：代表取締役 片田 朋希
3. 訴訟を提起した相手（被告）
被 告：杉山 玲央
住 所：大阪府大阪市

4. 訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容

当社は、金融サービス事業における投融資事業において様々な事業者の資金需要に応える融資を実行しております。そのなかで、当社は株式会社 Beform に対して2022年9月13日に営業貸付金として融資を実施しました。

その後、株式会社 Beform より当初の返済期日を過ぎても支払いがなされなかったため、内容証明を送付するなど支払督促も行いましたが、それ以降も株式会社 Beform より支払いはなされませんでした。

株式会社 Beform は現在事業を行っておらず、実質的には法人として消滅している状況であると判断し、当社は2023年12月6日付で本件の連帯保証人で株式会社 Beform の代表取締役でもある杉山玲央氏を債務者として支払督促の申立てを行いましたところ、杉山玲央氏から2024年2月13日付で督促異議申立てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立日に遡って京都地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされることになったことから、その支払いを被告に求めるものとして本訴に踏み切ることとなりました。

訴訟の内容：杉山玲央氏に対する貸金返還請求

訴訟の目的の価額：15,000,000円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

また本訴に伴う2024年3月期連結業績に与える影響については、2023年12月1日付の「営業損失の計上に関するお知らせ」で開示のとおり、本債権は営業損失として計上しており、2024年2月14日付の「営業外収益及び営業外費用の計上と通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」で開示しました連結業績の修正予想にも当該営業損失は反映済みです。

今後公表すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上